



# コロナ特例貸付（緊急小口・総合支援資金） を借りられた方へ



**昨年** 届いていませんか？

まだ、何も手続きしていない方は早急に手続きをしてください。

**ご注意ください！**

黄色の封筒は、今年の1月から返済開始です。放置しておくと貸付金が返済滞納となり、延滞利息が発生します。返済するためには、銀行口座の登録が必要です。



**今年** 6月頃に届いていませんか？

貸付金の返済が、来年の1月から開始します。

返済が難しい場合は、返済猶予の相談ができます。市県民税が非課税等、一定の要件に該当すれば返済が免除される場合があります。

## 現在返済中の方も

返済が難しい場合は、手続きをすれば、返済を一時的に止め返済期間をのばすことができます。

**返済の猶予や免除は、必ず手続きが必要です**



「手続きしたい」「書類が届いていない」「手続きしたかわからない」

お問い合わせは  
兵庫県社会福祉協議会 特例貸付コールセンター  
TEL：0120-552-039 (受付：平日9時～17時)